

環太平洋大学 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、環太平洋大学（以下、「本学」という。）学則第12条第2項、第21条第7項、第27～29条、第31～32条に基づき、本学の授業科目の種類、単位数及び履修方法、単位の認定、試験及び成績等について必要な事項を定める。

(学則との関係)

第2条 本学学生の履修に関する事項は、学則に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(授業科目)

第3条 授業科目（以下、「科目」という。）は、教養科目、専門基礎科目、コア科目及びその他の科目とする。

(卒業要件単位)

第4条 各学部、各学科の卒業要件単位は、次の表のとおりとする。

〔2020年度以降 入学生対象〕

学 部	学 科	教養科目	専門基礎科目	コア科目	その他の科目
体育学部	体育学科	30	24	46	24
	健康科学科	24	25	75	
	競技スポーツ科学科	30	24	46	24
次世代教育 学部	こども発達学科	30	28	42	24
	教育経営学科 (小学校教育専攻)	30	30	40	24
	教育経営学科 (中高英語教育専攻)	30	42	28	24
	教育経営学科 通信教育課程 (初等教育専攻・中高教育英語専 攻・看護教育専攻)	30	30	40	24
	教育経営学科 通信教育課程 (中高数学教育専攻)	22	36	42	24
経営学部 (経済経営学部)	現代経営学科	30	24	46	24
卒業要件単位	124単位以上				

(科目の履修)

第5条 学生は、履修しようとする科目を登録しなければならない。

- 2 登録した科目の変更又は追加は原則として認めない。
- 3 前項の規定にかかわらず、別に定める履修登録変更期間中に限り、履修科目を変更することができる。ただし、履修登録者数が授業実施に際して支障をきたすと本学が判断した授業科目については、追加で履修登録することはできない。
- 4 履修登録後、別に定める履修取消期間内に限り、履修取消を行うことができる。
- 5 学科・年次・コースが指定する科目については、その指定に従い履修するものとする。ただし、学部長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 6 同一科目を同一学期に重複して履修することはできない。ただし、教育課程表及び授業時間割表において指示する特定の科目については、この限りではない。
- 7 既に単位を取得した科目を履修することはできない。
- 8 履修に関するその他の事項については、教育課程表、講義概要及び授業時間割表に定める方法によるものとする。
- 9 履修登録者数が10人に満たない科目については、不開講とする。ただし、学長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 10 不開講科目の履修は削除する。

(履修登録)

第6条 科目を履修するためには、年度の初めに履修登録し、受講手続きをしなければならない。

- 2 履修登録に関する手続きは、「履修ガイド」に記載するほか、年度初めに教務課が行う案内による。
- 3 卒業の要件として年間に履修登録することができる単位数の上限は、複数の免許及び資格科目を取得する場合を除き40単位とする。
- 4 前項に定める複数の免許及び資格科目を取得する場合は、別に定める。
- 5 第1項の規定にかかわらず、4年生以上、編入学生、転学部・転学科をした学生、ならびに成績優秀者については、履修登録上限単位数を超えて最大48単位まで履修登録できる。
- 6 以下の各号に定める単位は履修登録上限単位数に含めないものとする。
 - (1) 集中講義として開講する授業科目の単位
 - (2) 教育職員免許状・資格にかかわる実習の単位（教育実習・保育実習）
- 7 前三項の規定にかかわらず、上限を超えて科目を履修する特別な事情がある場合は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを認めることができる。

(休学による履修登録の取消)

第7条 履修登録後に休学した場合は、当該学期に履修登録したすべての履修科目を取消す。

(他学部及び他学科の開講科目の履修)

- 第8条 学生は、本学他学部及び他学科において開講する科目を、別に定める規定に基づき、許可を受けた場合において年間最大20単位まで履修することができる。ただし、学部長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 2 前項により許可を受け、本学他学部及び他学科において履修した単位は、24単位までを修得単位として卒業要件単位に算入することができる。

(試験)

第9条 履修した授業科目の単位の認定は、試験による。

- 2 試験は、履修登録した授業科目のみについて受験できる。

第10条 試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（レポート、授業時に行う随時の試験等）とする。

- 2 単位の認定は、定期試験、定期試験以外の方法又はそれらの組み合わせによるものとし、授業科目担当者がシラバスに等に定める方法により行う。
- 3 定期試験の実施については、別に定める。

(試験における学納金等滞納者の取扱い)

第11条 学納金等を滞納している者は、別に定める納入期限内に延滞料滞納学納金を納入しない限り、受験した科目の単位認定を行わない。

(成績評価)

第12条 本学学則第32条に定める成績評価の評価内容は、次の表のとおりとする。

区 分	評価	評 点	評 価 内 容
合 格	S	100～90点	学習目標をほぼ完全に達成している
	A	89～80点	学習目標を相応に達成している
	B	79～70点	学習目標を相応に達成しているが、不十分な点がある
	C	69～60点	学習目標の最低限は満たしている
不 合 格	D	59～40点	学習目標の最低限を満たしていない
	E	40点未満	学習目標を全く満たしていない または、出席不足（出席数が3分の2未満）のもの 再試験は受験不可
	F	不受験	「卒業研究」の不提出者
	G	資格無し	出席不足（出席数が3分の2以上ない）により成績評価を受けることができないもの 再試験は受験不可
	H	保留	怪我等により実技試験が受験できず、成績提出期限内に成績が出せないもの

- 2 怪我等により実技試験が受験できず、「H」と評価した者に対しては、保留期間を翌学期定期試験最終日までとし、機能回復後速やかに実技試験を受けるよう指導を行い、試験に合格した場合は、受講した授業開講年度（期）に遡って単位を認定するものとする。
- 3 前項に定める保留期限を過ぎても受験しなかった場合の評価については、保留期限時点の学修結果で評価を行う。（GPAの算出）

第13条 前条の規定による成績評価に対して、次の方法でGPA（Grade Point Average）を算出する。（小数点第3位を四捨五入）

成績評価の判定基準は以下のとおりとなる。

判定	評価	評 点	G P A	内 容
合格	S	100～90点	4	学習目標をほぼ完全に達成している
合格	A	89～80点	3	学習目標を相応に達成している
合格	B	79～70点	2	学習目標を相応に達成しているが、不十分な点がある
合格	C	69～60点	1	学習目標の最低限は満たしている
不合格	D	59～40点	0	学習目標の最低限を満たしていない
不合格	E	40点未満	0	学習目標を全く満たしていないため、再試験は受験不可
不合格	G	資格無し	0	成績評価を受ける資格がないため、再試験は受験不可

（GPA対象外科目）

第14条 他学部、他学科、他専攻、他大学、留学先の大学等で単位修得した科目はGPAには算入されない。（単位認定）

第15条 成績評価の結果、合格した場合は単位を認定する。

- 2 前項にかかわらず、所定の期日内に履修登録をしていない授業科目については、単位認定を行わない。

（本学以外での学修成果の単位認定）

第16条 本学学則第27条に基づき、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という）等との協議に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学学則第28条に基づき、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、学長の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前項により卒業に必要な単位として与えることができる単位数は、前条第1項及び2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 本学学則第29条に基づき、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に他の大学または短期大学など（外国の大学などを含む）において履修し修得した単位（入学前に本学において科目等履修生として修得した単位を含む）を、本人の申請に基づき、在学中に他大学などで履修した単位などの認定単位と合わせて60単位を限度として、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(その他の単位認定)

第17条 英検、TOEIC、TOEFLiBT、IELTS、簿記検定による単位認定は、別に定める単位数を超えない範囲で行う。

(編入学生等の単位認定)

第18条 本学学則第12条第2項に規定する単位認定については、別に定める。ただし、本学学則第21条第3項から第6項に定める免許・資格等を取得するための科目及び単位数に関しては、科目ごとに本学授業科目に読み替えて認定する。

2 前項による単位認定を希望する場合は、本学が求める所定の証明書等を提出するものとする。

(教職課程の履修)

第19条 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合、教科に関する科目に該当する授業科目及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6の科目に該当する授業科目は、本学学則別表第2のとおりとする。

(教職免許)

第20条 教育職員免許法第2条に定める教育職員免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法に基づき、大学が開講する教職課程の必要単位を修得しなければならない。

2 教職課程の履修方法は、「教職の手引き」に記載する。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、学長が行う。

(その他)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。